

参考資料 1

【2016年(平成28年)資源評価対象種(日本海漁業資源)の資源状況】

魚種名	系群名	2016年 資源状態	
		水準	動向
マイワシ	対馬暖流系群	中位	横ばい
マアジ	対馬暖流系群	中位	増加
マサバ	対馬暖流系群	低位	増加
ゴマサバ	東シナ海系群	中位	減少
スケトウダラ	日本海北部系群	低位	横ばい
ズワイガニ	日本海系群(A海域)	中位	横ばい
	日本海系群(B海域)	高位	横ばい
	北海道西部系群	中位	横ばい
スルメイカ	冬季発生系群	—	—
	秋季発生系群	—	—
ウルメイワシ	対馬暖流系群	中位	横ばい
ニシン	北海道	低位	横ばい
カタクチイワシ	対馬暖流系群	低位	横ばい
ニギス	日本海系群	中位	横ばい
マダラ	北海道	高位	横ばい
	日本海系群	高位	横ばい
ホッケ	道北系群	低位	減少
	道南系群	低位	減少
アマダイ類	東シナ海	低位	減少
ブリ	—	—	—
ムロアジ類	東シナ海	低位	減少

魚種名	系群名	2016年 資源状態	
		水準	動向
マダイ	日本海西部・東シナ海系群	低位	横ばい
キダイ	日本海・東シナ海系群	中位	横ばい
ハタハタ	日本海西部系群	中位	横ばい
	日本海北部系群	中位	横ばい
イカナゴ類	宗谷海峡	中位	横ばい
タチウオ	日本海・東シナ海系群	低位	横ばい
サワラ	東シナ海系群	高位	横ばい
ヒラメ	日本海北・中部系群	低位	横ばい
	日本海西部・東シナ海系群	中位	減少
ムシガレイ	日本海系群	低位	横ばい
ソウハチ	日本海系群	中位	減少
	北海道北部系群	中位	横ばい
アカガレイ	日本海系群	中位	横ばい
マガレイ	北海道北部系群	低位	横ばい
	日本海系群	低位	減少
ウマヅラハギ	日本海・東シナ海系群	低位	横ばい
トラフグ	日本海・東シナ海・瀬戸内海系群	低位	減少
ホッコクアカエビ	日本海系群	高位	増加
ベニズワイガニ	日本海系群	中位	横ばい
ケンサキイカ	日本海・東シナ海系群	低位	減少
ヤリイカ	対馬暖流系群	低位	増加

日本海北部会事務規程

（所掌事務）

第1条 日本海北部会（以下「部会」という。）は、日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）事務規程第14条第2項において規定される事項の処理に関し調査審議するものとする。

（事務局の所在地）

第2条 部会の事務局は、新潟漁業調整事務所に置く。

（部会長及び部会長職務代理者）

第3条 部会に部会長及び部会長職務代理者を置く。部会長及び部会長職務代理者は委員が互選する。ただし、委員が部会長を互選することができないときは、委員会の会長（以下「会長」という。）が委員の中からこれを選任する。

2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 部会について、部会長が欠けたとき又は部会長に事故があるときは、部会長職務代理者がその職務を代行する。

（会議）

第4条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、部会長及び部会長職務代理者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は部会長及び部会長職務代理者にともに事故があるときの会議は、会長が招集する。

2 部会長（部会長及び部会長職務代理者がともに欠け又は部会長及び部会長職務代理者にともに事故があるときは、会長）は、在任委員の3分の1以上の委員から書面で会議の目的たるべき事項を示して部会の会議を招集すべき旨の要求があったときは、部会を招集しなければならない。

3 部会の会議を招集しようとするときは、部会長は、あらかじめ議事事項並びに部会の日時及び場所を、各委員に通知しなければならない。

第5条 部会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、部会長の決するところによる。

3 部会の会議は公開とする。

第6条 部会の会議では、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、部会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りでない。

第7条 委員は、議題について自由に質疑し、意見を述べることができる。

2 委員から発言を求めたときは、その要求の順序によって部会長がこれを許可する。

第8条 部会は、委員会に置かれた専門委員に出席を求めることができる。

2 部会は、必要あると認めるときは、特別の事項に関し、参考人から意見を求めることができる。

3 参考人の選定は、部会の意見を踏まえ、部会長が行う。

第9条 委員は、自己又は親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができない。ただし、部会の承認があったときは、会議に出席し、発言することができる。

第10条 部会長は、次の事項を記載した部会の議事録を作成するものとする。

- 一 開会、休憩及び散会の年月日、時刻及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 付議事項
- 四 議事
- 五 議決の数
- 六 報告書
- 七 答申書又は具申書
- 八 その他重要な事項

第11条 議事録は、部会長及び部会長の指名する出席委員2名以上がこれに署名するものとする。

第12条 議事録は一般の縦覧に供する。

(専門部会の設置)

第13条 部会は、その議決により、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、専門の事項の処理に関し、調査審議するものとする。

3 専門部会の属すべき委員及び専門委員は、部会長が指名する。

4 専門部会の会議に関し必要な事項は、専門部会の会議で定める。ただし、議事については、全員の一致により決するものとする。

5 専門部会は、その調査審議の結果を部会に報告しなければならない。

(規程の改正)

第14条 この規程の改正は、部会の議決によって行う。

(庶務)

第15条 部会の庶務は、新潟漁業調整事務所において処理する。

(雑則)

第16条 この規定に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、部会長がその都度定める。

(附則)

この規程は、平成13年10月16日より適用する。

一部改正：平成16年10月14日